

平成25年第1回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成25年3月11日（月）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	杉山茂夫	2番	附田輝雄
3番	久田伸一	4番	高坂茂
5番	下田敏美	6番	川村重光
7番	河野豊	8番	円子徳通
9番	母良田昭	10番	山本実
11番	金崎盛三	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	坂本定美	企画財政課長	保土沢博昭
税務課長	棟方晃祥	産業課長	松村茂
町民福祉課長	保土沢定一	建設 下水道課長	下田正幸
病院事務長	田中茂樹	会計管理者	山本晃広
教育委員会 委員長	長根富栄	教育長	櫻田泰弘
教育課長	川村政則	農業委員会 会長	金淵盛一
農業委員会 事務局 局長	松村茂	選挙管理 委員会 委員長	高橋司
選挙管理 委員会 局長	坂本定美	代表監査委員	米内山 功
監査委員 事務局 局長	田中義喜		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田中 義喜
主 査 吉田 聖

事務局次長 畠山 正子

議 事 日 程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決
- 日程第 3 議案第 2号 道路用地内の物件移転請求に関する調停申立等について
- 日程第 4 議案第 3号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 日程第 5 議案第 4号 上北地方教育・福祉事務組合理約の変更について
- 日程第 6 議案第 5号 六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第 6号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 7号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 8号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 9号 六戸町養育医療費用徴収条例案
- 日程第 11 議案第 10号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例案
- 日程第 12 議案第 11号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 日程第 13 議案第 12号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案
- 日程第 14 議案第 13号 六戸町営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 14号 六戸町下水道条例の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議案第 15号 六戸町公営住宅法施行条例案
- 日程第 17 議案第 16号 六戸町都市公園法施行条例案
- 日程第 18 議案第 17号 六戸町道路法施行条例案
- 日程第 19 議案第 18号 六戸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路及び公園施設等に関する基準を定める条例案

日程第 2 0 議案第 3 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第 2 1 各常任委員会所管事項調査付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

9 番 母良田 昭

1 1 番 金 崎 盛 三

会 議 の 経 過

議 長（苫米地繁雄君）

皆様、おはようございます。

東日本大震災から、きょうで2年となります。

開会に先立ちまして、さきの東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、黙禱を行いたいと思いますので、ご起立願います。

黙禱、始め。

（黙 禱）

議 長（苫米地繁雄君）

黙禱を終わります。

改めまして、おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（苫米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、一部事務組合議会議員による組合議会の報告を行います。

十和田地区環境整備事務組合議会議員、山本実君。

10番、山本君。

10番（山本 実君）

去る平成25年2月21日、第1回十和田地区環境整備事務組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

議案は4号まであり、議案第1号は、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、法律の一部改正に伴い、技術管理者の資格を定める所要の改正をしたものであります。

議案第2号は、平成25年度の組織市町村の負担額を定めたものであり、分賦金の総額は3億3,480万円となったものであります。

議案第3号は、平成25年度一般会計予算であります。

歳入歳出の総額は3億7,700万円であり、平成24年度当初予算と比較して1.8%の減となったものであります。歳入の主なものは、事業費分賦金として3億3,480万円と、財政調整基金から3,857万円を、歳出の主なものは、六戸衛生センター費の工事請負費に2,500万円、また三沢地区衛生センター費の工事請負費に2,661万5,000円であります。

次に、議案第4号 平成24年度一般会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ2,250万円を減額し、総額が3億6,150万円となったものであります。

以上であります。会議の1時間前より事務局から議案に対する説明会があり、そのためか本会議では質疑、討論がなく、原案どおりスムーズに可決されております。

なお、関係資料につきましては事務局に届けてありますので、申し添えておきます。

以上であります。

議長（苫米地繁雄君）

以上で、一部事務組合議会議員による組合議会の報告を終わります。

次に、日程第2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたしたいと思っております。

予算特別委員会に付託してありました平成25年度予算関係、議案第25号から第32号まで8件について審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

6番、川村君。

予算特別委員長（川村重光君）

おはようございます。

予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において、予算特別委員会に付託されました、平成25年度予算関係の議案第25号 平成25年度六戸町一般会計予算、議案第26号 平成25年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第27号 平成25年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算、議案第28号 平成25年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第29号 平成25年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第30号 平成25年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第31号 平成25年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成25年度六戸町霊園事業特別会計予算を、去る3月6日、7日の2日間、予算特別委員会を開催し審査いたしました。その結果は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではありますが、予算特別委員会委員長の報告といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより、議案第25号から議案第32号までの8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成25年度六戸町一般会計予算、議案第26号 平成25年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第27号 平成25年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算、議案第28号 平成25年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第29号 平成25年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第30号 平成25年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第31号 平成25年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成25年度六戸町霊園事業特別会計予算、以上8件の議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第2号 道路用地内の物件移転請求に関する調停申立等についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

それでは、議案第2号 道路用地内の物件移転請求に関する調停申立等についてご説明いたします。

町は、六戸町都市計画道路3・4・1号犬落瀬・金矢線の起業地内にある建物等の移転を求めるため、次のとおり裁判所に民事調停を申し立てる。

一、調停申立をする相手方の住所、及び二、申立要旨については、議案書に記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

三、町は、この調停において目的を達成することができない場合、又は必要があると認める場合には、裁判所に建物収去土地明渡請求訴訟を提起することができる。

四、町は、右記の調停又は訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と調停を成立し又は和解することができる。

提案理由といたしまして、道路用地内の物件移転請求に関する調停申し立て等をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第2号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

5 番、下田君。

5 番（下田敏美君）

書類、この用紙を見て確認ですが、用地費、それから移転補償費について、全て支払いが終わっていると理解してよろしいでしょうか。

議長 長（苫米地繁雄君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

用地については、もう既に登記のほう完了しまして、もうその用地代金等については終了しております。あと、移転補償の分については、移転がまだ完了しておりませんので、一部分の支払いのみとなっております。

以上でございます。

議長 長（苫米地繁雄君）

5 番、下田君。

5 番（下田敏美君）

それじゃ、移転補償については約2分の1、まだ支払いされていないと理解してよろしいでしょうか。

議長 長（苫米地繁雄君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

そのとおりでございます。

議長 長（苫米地繁雄君）

5 番、下田君。

5 番（下田敏美君）

わかりました。

一日も早く、町長、解決されることをお願いして終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 道路用地内の物件移転請求に関する調停申立等については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第3号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

議案第3号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明申し上げます。

平成25年度において行う事業計画の一部変更について、県及び関係する8市町で負担する額を、次ページの別紙のとおり変更するものであります。

全体では、前年度比較5万4,000円減で751万8,000円、また当町の負担額は前年度より1,000円減の12万5,000円となっております。

以上で、議案第3号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第4号 上北地方教育・福祉事務組合理約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (坂本定美君)

議案第4号 上北地方教育・福祉事務組合理約の変更についてご説明いたします。

16ページをごらんください。

本案は、児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係市町村とともに規約の一部変更をするものでございます。

第3条は、組合の共同処理する事務の条項でありまして、表中の事務の区分の施設名などを改めるものでございます。

附則としまして、施行期日を平成25年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第4号の説明といたします。

議 長 (苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 上北地方教育・福祉事務組合理約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第5号 六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

議案第5号 六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

18ページをごらんください。

なお、別紙に新旧対照表もございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

第2条は、常任委員会の名称、委員定数及び所管の条項でありまして、2号の経済産業民生常任委員会の所管する課につきまして、町民福祉課を町民課と福祉課に改めるものであり

ます。

附則は、施行期日を平成25年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第6号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

議案第6号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

20ページをごらんいただきたいと思います。

別紙に新旧対照表もありますので、ごらんください。

本案は、労働基準法の改正に伴い改正するもので、時間外勤務手当を支給すべき職員に対し、当該時間外勤務手当の一部に対しまして、時間外勤務代休時間、いわゆる勤務することを要しない代休を与えることができるようにするため、新たに時間外勤務代休時間の条項を制定するものでございます。

附則では、施行期日を平成25年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 六戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第7号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(坂本定美君)

議案第7号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

23ページをごらんください。

別紙に新旧対照表もございますから、あわせてごらんいただきたいと思います。

本案は、時間外勤務代休時間の新設に伴い制度設計されたもので、日曜日を除いた曜日に、1カ月間で60時間以上の時間外勤務をした場合、60時間を超えた部分の支給割合を引き上げるものでございます。また、通常より時間外勤務手当の支給割合を引き上げた分を、新設されました時間外勤務代休時間、いわゆる勤務することを要しない代休として指定できるといふふうに改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成25年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

議長 長(苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)
質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)
ご異議なしと認め、討論を省略いたします。
これより議案第7号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)
ご異議なしと認めます。
よって、議案第7号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、
原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第9 議案第8号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題
といたします。
担当課長の説明を求めます。
税務課長。

税務課長 (棟方晃祥君)

議案第8号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

説明補足資料、5ページからの新旧対照表もご参照ください。

議案の27ページをお開きください。

六戸町国民健康保険税条例第3条第1項、第5条及び第5条の2の改正は、医療分に係る税率を、所得割額は100分の4.8を100分の5.6に、均等割額は2万2,000円を2万4,000円に、平等割額は、特定世帯以外については2万6,000円を2万8,000円に、特定世帯については1万3,000円を1万4,000円にそれぞれ改めるものです。

続いて、第6条、第7条の2及び第7条の3の改正は、後期高齢者支援金等に係る税率を、所得割額は100分の1.2を100分の1.7に、均等割額は5,000円を7,000円に、平等割額は、特定世帯以外については6,000円を8,000円に、特定世帯については3,000円を4,000円にそれぞれ改めるものです。

続いて、第8条、第9条の2及び第9条の3の改正は、介護納付金に係る税率を、所得割額は100分の1を100分の1.4に、均等割額は7,000円を8,000円に、平等割額は5,000円を6,000円にそれぞれ改めるものです。

続いて、28ページでございます。

第23条の改正は、国民健康保険税の均等割額及び平等割額を減額する額を改めるものであり、改正後の均等割額及び平等割額に対応しまして、第1号はそれぞれの7割に相当する税額を減額する額に、第2号はそれぞれの5割に相当する税額を減額する額に、第3号はそれぞれの2割に相当する税額を減額する額にそれぞれ改めるものでございます。

29ページ、附則ですが、第1項は施行期日を平成25年4月1日とするもので、第2項は適用区分について定めたものであります。

以上で、議案第8号の説明といたします。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第9号 六戸町養育医療費用徴収条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それではご説明申し上げます。

議案第9号 六戸町養育医療費用徴収条例案についてご説明申し上げます。

議案の30ページをお開きください。

本条例案は、母子保健法の改正により養育医療給付事務が県より町に権限移譲されることから、未熟児養育医療給付の際の個人負担金を徴収するために条例を制定するものであります。

附則につきましては、平成25年4月1日から施行するものであります。
以上で、議案第9号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第9号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号 六戸町養育医療費用徴収条例案は、原案のとおり可決いたしました。
た。

次に、日程第11 議案第10号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは説明申し上げます。

議案第10号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例案
についてご説明申し上げます。

本条例案は、介護保険法等の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、平成25年4月
1日施行に向けて制定するものであります。

附則につきましては、平成25年4月1日から施行であります。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第11号 六戸町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

説明申し上げます。

議案第11号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案についてご説明申し上げます。

本条例案は、全202条からなるものであります。

この内容については、介護保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、平成25年4月1日からの施行に向けて制定するものであります。

基本的には、厚生労働省令の基準に従って条例を定めますが、各介護サービスにおいて記録の保管期間を省令では2年と規定しておりますが、町独自の規定として保管を5年間としたものであります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第12号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

説明申し上げます。

議案第12号 六戸町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案についてご説明申し上げます。

議案の244ページをお開きください。

本条例案は、全90条からなるものであります。

内容については、介護保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、平成25年4月1日施行に向けて制定するものであります。

基本的には、厚生労働省令の基準に従って条例を定めますが、各予防サービスにおける記録の保管期間を2年と規定してありますが、サービス内容等の記録に関しては、六戸町独自の規定として保管を5年間としたものであります。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 六戸町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第13号 六戸町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

議案第13号 六戸町営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。
331ページをごらんいただきたいと思います。

別冊に新旧対照表を添付してありますので、あわせてごらんください。

主な改正内容といたしましては、入居収入基準の額は、公営住宅法で定める基準を参酌し条例で定めるよう改正するものであります。

第6条の改正は、入居者の資格について、第7条の改正は、入居資格の特例について、第13条の改正は、同居の承認について、それぞれ改正するものであります。

附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 六戸町営住宅管理条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第14号 六戸町下水道条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (下田正幸君)

議案第14号 六戸町下水道条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

335ページをごらんいただきたいと思います。

別冊に新旧対照表を添付してありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

主な改正内容といたしましては、公共下水道及び流域下水道の構造の基準について、下水道法で定める基準を参酌し条例で定めるよう改正するものです。

第1条の改正は、条例の趣旨について、第2条の改正は、用語の定義について、第4条の改正は、公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等及び排水施設の構造の技術上の基準について、それぞれ改正するものです。

附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 六戸町下水道条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第15号 六戸町公営住宅法施行条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

議案第15号 六戸町公営住宅法施行条例案についてご説明いたします。

339ページをごらんいただきたいと思います。

主な内容といたしましては、町が整備する公営住宅及び共同施設の整備基準を定めるものでございます。

次に、各条についてご説明いたします。

第1条は、趣旨について、第2条は、用語について、第3条は、公営住宅及び共同施設の整備基準について、第4条は、施行事項について、それぞれ定めるものであります。

附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 六戸町公営住宅法施行条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第16号 六戸町都市公園法施行条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (下田正幸君)

議案第16号 六戸町都市公園法施行条例案についてご説明いたします。

347ページをお願いいたします。

主な内容といたしましては、町が設置及び管理する都市公園に関し、都市公園法の施行に必要な技術的基準を定めるものでございます。

次に、各条についてご説明いたします。

第1条は、趣旨について、第2条は、都市公園の配置及び規模の基準について、第3条は、都市公園の公園施設の建築面積の基準について、第4条は、施行事項について、それぞれ定めるものでございます。

附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

議 長 (苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 六戸町都市公園法施行条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第17号 六戸町道路法施行条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (下田正幸君)

議案第17号 六戸町道路法施行条例案についてご説明いたします。

351ページをお願いいたします。

主な内容といたしましては、町道の構造の一般的技術、道路標識の寸法等に関する基準を定めるものでございます。

次に、各条についてご説明いたします。

第1条は、趣旨について、第2条は、町道の構造の一般的技術基準について、第3条は、町道に設ける道路標識の寸法の基準について、第4条は、自動車専用道路等である町道を立体交差とすることを要しない場合について、第5条は、町道の標識等に係る法令が改正され

た場合の措置について、それぞれ定めたものであります。

附則といたしまして、1項は施行期日を平成25年4月1日と定め、2項は第2条の規定、第3項は第3条の規定、4項は第4条の規定の適用区分等について定めるものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 六戸町道路法施行条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第18号 六戸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路

及び公園施設等に関する基準を定める条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

議案第18号 六戸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路及び公園施設等に関する基準を定める条例案についてご説明いたします。

355ページをお願いいたします。

主な内容といたしましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路及び公園施設等に関する基準を定めるものでございます。

次に、各条について説明いたします。

第1条は、趣旨について、第2条は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、第3条は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、第4条は、移動等円滑化に係る法令が改正された場合の措置について、それぞれ定めるものであります。

附則といたしまして、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 六戸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路及び公園施設等に関する基準を定める条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第33号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第21 各常任委員会所管事項調査付託についてを議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、円子徳通君、産業民生常任委員会委員長、川村重光君から、所管事項について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により、継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容につきましては、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は、平成25年3月議会定例会終了後から平成26年3月議会定例会招集日前日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第1回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会(午前10時48分)